名　称　那覇港第四号灯浮標
位　置
所在地　沖縄県那覇港（那覇港新港第一防波堤南灯台の南南東方約六一〇メートル）
北　緯　二六―一三―〇九
東　経　一二七―三九―一三
変更した事項
光　度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
変更年月日　平成二十一年八月二十七日
記　事　一時位置変更中のところ光度、光達距離変更のうえ復旧

○海上保安庁告示第二百八十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　真鶴港北防波堤灯台
位　置
所在地　神奈川県真鶴港（北防波堤外端）
北　緯　三五―〇九―〇七
東　経　一三九―〇八―五〇
変更した事項
光　度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十一年八月二十八日

名　称　奄美瀬戸埼灯台
位　置
所在地　鹿児島県大島郡瀬戸内町（瀬戸埼）
北　緯　二八―〇八―五九
東　経　一二九―一七―四六
変更した事項
灯　質　群閃白光　毎六秒に二閃光
光　度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで四一メートル
変更年月日　平成二十一年八月二十八日

○環境省告示第四十号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十一年十月二十三日

環境大臣　小沢　鋭仁

表（RS）―エチル＝2―クロロ―3―［2―クロロ―5―（4―ジフルオロメチル―4、5―ジヒドロ―3―メチル―5―オキソ―1H―1、2、4―トリアゾール―1―イル）―4―フルオロフェニル］プロピオナート（別名カルフェントラゾンエチル）の項の次に次のように加える。

3,4―ジクロロ―2'―シアノ―1,2―チアゾール―5―カルボキサニリド（別名イソチアニル）	0.074mg／l
2―｛2―クロロ―4―メシル―3―［(テトラヒドロフラン―2―イルメトキシ)メチル］ベンゾイル｝シクロヘキサン―1,3―ジオン（別名テフリルトリオン）	0.002mg／l
S―ベンジル＝ジプロピルチオカルバマート（別名プロスルホカルブ）	0.050mg／l
（RS）―2―（4―クロロ―o―トリルオキシ）プロピオン酸カリウム（別名メコプロップカリウム塩又はMCPPカリウム塩）、（RS）―2―（4―クロロ―o―トリルオキシ）プロピオン酸ジメチルアミン（別名メコプロップジメチルアミン塩又はMCPPジメチルアミン塩）、（R）―2―（4―クロロ―o―トリルオキシ）プロピオン酸イソプロピルアミン塩（別名メコプロップPイソプロピルアミン塩）及び（R）―2―（4―クロロ―o―トリルオキシ）プロピオン酸カリウム塩（別名メコプロップPカリウム塩）	（RS）―2―（4―クロロ―o―トリルオキシ）プロピオン酸（別名メコプロップPまたはMCPP）として0.047mg／l
3―（4―メシル―2―ニトロベンゾイル）シクロヘキサン―1,3―ジオン（別名メソトリオン）	0.007mg／l

○東北地方整備局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十三日

東北地方整備局長　青山　俊行

その関係図面は、平成二十一年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鶴岡市田麦俣字鶴ノ里無番から同市田麦俣字鶴ノ里一二番二まで	前	一〇・九〇～一一・二〇	五〇・八〇メートル～六七・八〇メートル	図面対象番号①
	後	一〇・九〇～一一・二〇	五〇・七一キロメートル～六七・八〇キロメートル	
鶴岡市大網字土倉一〇番一から同市大網字土倉一四番一まで	前	二五・四〇～二五・四〇	五四・〇〇メートル～六八・〇〇メートル	図面対象番号②
	後	〇・〇四五	〇・〇四五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十三日

東北地方整備局長　青山　俊行

その関係図面は、平成二十一年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百十二号
(三) 道路の区域

区間	供用開始の期日	備考
鶴岡市田麦俣字鶴ノ里無番から同市田麦俣字鶴ノ里一二番二まで	平成二十一年十月二十三日	図面対象番号①
鶴岡市大網字土倉一〇番一から同市大網字土倉一四番一まで	〃	図面対象番号②

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
渋川市渋川字関下一一八三番一から同市上白井字梅木二五八〇番二まで	前	BA 九・二〇～一一・二〇	三〇・四〇メートル～一六七・五〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 九・二〇～一一・二〇	五・五一七キロメートル～五・三〇〇キロメートル、三〇・四〇メートル～一六七・五〇メートル、五・五一七キロメートル～五・三〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	渋川市白井字北中道二三二二番一から同市白井字北中道二三二八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十月二十四日